

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月9日

イ 本監査実施日 平成24年1月13日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが48件、1,059,391円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収納区分を誤っていた調定については、平成24年2月8日に収納更正した。 今後は、当該課内による相互チェックの徹底とともに、経理主管課における決裁時に使用許可指令内容の確認を徹底することにより再発を防ぐこととした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月16日

イ 本監査実施日 平成24年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
指定管理者が管理運営している公の施設について、管理物件が増加したにもかかわらず基本協定を変更していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	管理物件の変更については、予備監査後速やかに処理を行った。 施設整備工事による物件の増加に伴う事務処理を失念したものであり、今後は、工事実施の際に併せて基本協定内容のチェックを徹底することにより再発を防ぐこととした。